広　報　資　料
令和８年11月19日
警 察 庁 刑 事 局

「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」に対する意見の募集について

１　趣旨

５月29日に公布された「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律」（令和８年法律第25号。以下「改正法」という。）の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定に当たり、その案を一般に公表し、意見を募集するもの（総務省において実施）。

２　期間

令和８年11月20日（金）から同年12月21日（月）まで（32日間）

３　政令案の概要

(1)　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第８条第１項第２号の罪を定める政令（平成17年政令第171号。以下「罪を定める政令」）を改正し、契約者確認の求めの対象となる罪に、既存の詐欺、恐喝等に加えて、以下の罪に当たる行為を追加する。

ア　不正アクセス行為の禁止等に関する法律第11条
「不正アクセス行為」

イ　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項
「犯罪収益等の隠匿」

ウ　犯罪による収益の移転防止に関する法律第26条第１項及び第２項
「預貯金通帳等の譲受け等及び譲渡し等」

エ　犯罪による収益の移転防止に関する法律第32条第１項及び第２項
「特定役務利用財産移転行為の依頼等及び実行等」

※　これらの罪と保護法益が共通し実体法上もこれと密接に関連するものとして位置付けられる罪等についても包括して規定。

(2)　罪を定める政令、警察庁組織令（昭和29年政令第180号）等について、改正法の施行に伴う規定の整理を行う。

４　施行期日

改正法の施行の日（令和９年４月１日（予定））